

平成20年3月1日 改定

## 構造計算適合性判定の必要なもの

京都府・奈良県 確認審査及び検査手数料

建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物(令第82条各号の構造計算を行なったもの)

建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物

(表-A)

床面積の合計	手数料の額(単位:円)			
	確認申請		中間検査	完了検査
	確認審査	構造審査料		
100㎡以内	50,000	30,000	35,000	35,000
100㎡を超え200㎡以内のもの	60,000		45,000	45,000
200㎡を超え500㎡以内のもの	90,000		60,000	60,000

※ 床面積の合計が500㎡を超えるものについては、下記の料金表を適用します。

上記以外の建築物

(表-B)

床面積の合計	手数料の額(単位:円)			
	確認申請		中間検査	完了検査
	確認審査	構造審査料		
100㎡以内	50,000	30,000	40,000	40,000
100㎡を超え200㎡以内のもの	60,000		50,000	50,000
200㎡を超え500㎡以内のもの	80,000		60,000	60,000
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	130,000	60,000	80,000	80,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	180,000		115,000	120,000
2,000㎡を超え4,000㎡以内のもの	275,000		155,000	160,000
4,000㎡を超え6,000㎡以内のもの	365,000		195,000	200,000
6,000㎡を超え8,000㎡以内のもの	395,000	80,000	215,000	220,000
8,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	445,000		245,000	250,000
10,000㎡を超え15,000㎡以内のもの	550,000		320,000	350,000
15,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	600,000	100,000	380,000	400,000
20,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	750,000		450,000	470,000
50,000㎡を超え100,000㎡以内のもの	900,000	200,000	600,000	700,000
100,000㎡を超えもの	1,200,000		900,000	1,000,000

※ 構造計算判定手数料は、別途申し受けます。

※ 構造計算判定手数料は、各都道府県が指定した判定機関の料金とします。

株式会社 京都確認検査機構

## 構造計算適合性判定の必要のないもの

### 京都府・奈良県 確認審査及び検査手数料

建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物(令第82条各号の構造計算を行なわないもの)

建築基準法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合する建築物

(表-1)

床面積の合計	手数料の額(単位:円)		
	確認審査	中間検査	完了検査
100㎡以内	18,000	23,000	23,000
100㎡を超え200㎡以内のもの	28,000	31,000	31,000
200㎡を超え500㎡以内のもの	43,000	45,000	45,000

※ 床面積の合計が500㎡を超えるものについては、下記の料金表を適用します。

建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物(令第82条各号の構造計算を行なったもの)

建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物

(表-2)

床面積の合計	手数料の額(単位:円)		
	確認審査	中間検査	完了検査
100㎡以内	35,000	23,000	23,000
100㎡を超え200㎡以内のもの	45,000	33,000	33,000
200㎡を超え500㎡以内のもの	69,000	45,000	45,000

※ 床面積の合計が500㎡を超えるものについては、下記の料金表を適用します。

上記以外の建築物

(表-3)

床面積の合計	手数料の額(単位:円)		
	確認審査	中間検査	完了検査
100㎡以内	35,000	25,000	25,000
100㎡を超え200㎡以内のもの	45,000	33,000	33,000
200㎡を超え500㎡以内のもの	70,000	45,000	45,000
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	120,000	80,000	80,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	175,000	115,000	120,000
2,000㎡を超え4,000㎡以内のもの	275,000	155,000	160,000
4,000㎡を超え6,000㎡以内のもの	365,000	195,000	200,000
6,000㎡を超え8,000㎡以内のもの	395,000	215,000	220,000
8,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	445,000	245,000	250,000
10,000㎡を超え15,000㎡以内のもの	550,000	320,000	350,000
15,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	600,000	380,000	400,000
20,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	750,000	450,000	470,000
50,000㎡を超え100,000㎡以内のもの	900,000	600,000	700,000
100,000㎡を超えもの	1,200,000	900,000	1,000,000

昇降機、小荷物専用昇降機

(表-4)

	確認申請手数料	完了検査手数料
型式部材等製造者認証を受けたもの	15,000	23,000
上記以外のもの	35,000	40,000

工 作 物

(表-5)

	確認申請手数料	完了検査手数料
令第138条第1項に掲げるもの	25,000	30,000
令第138条第2項及び第3項に掲げるもの	35,000	40,000

確認申請手数料注意事項

建 築 物

- 1 天空率の審査を要するものは、別途審査料¥5,000を申し受けます。
- 2 避難安全検証法、耐火性能検証法の審査を要するものは、別途審査料¥20,000円を申し受けます。
- 3 同一棟増築の手数料は、増築部分の床面積に既存部分の床面積の1/2を加算した面積を  
手数料算定床面積といたします。
- 4 計画変更確認申請の手数料は、原則として当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2として算定します。  
また、床面積の増加については、増加する床面積にて算定を行いません。
- 5 特定行政庁及び他の指定確認検査機関で確認を受けたものの計画変更確認申請は、新しい確認申請とみなし  
手数料の算定を行います。
- 6 用途変更、移転、大規模修繕及び大規模な模様替の申請手数料は、申請部分の床面積に申請以外の部分（同一棟）の  
床面積の1/2を加算した面積を手数料算定面積といたします。

工 作 物

- 1 工事区域内に数ヶ所または数種類の工作物がある場合は、各基毎の申請となります。
- 2 令第138条第1項の工作物で高さが15mを超えるものの申請手数料は、¥52,000円といたします。
- 3 令第138条第2項第2号及び第3号に掲げる工作物で、投影面積が10㎡を超えるものまたは高さが4mを超えるものは、  
（表-2）の床面積を水平又は垂直投影面積で最大の面積の手数料を適用いたします。
- 4 特殊な工作物（風力発電、遊戯施設等で回転又は運転等を伴うもの）は、構造安全審査の評定書（任意書式）を  
添付していただきます。

中 間 検 査

- 1 中間検査申請手数料は、平成11年4月28日付建設省住指発第202号通達の第4の2に示す方法で算定します。  
中間検査対象面積は、特定工程までのすべての面積の合計といたします。
- 2 平成19年6月19日以前に確認済証の交付を受けた中間検査手数料は、平成19年6月19日以前の手数料を適用いたします。
- 3 平成19年6月20日から平成20年3月1日までに確認済証の交付を受けた中間検査手数料は、平成20年3月1日以前の手数料を適用いた
- 4 工区を分けて中間検査を受ける場合は、工区ごとに中間検査申請及び中間検査申請手数料が必要となります。  
ただし、特定行政庁が定める場合はそれによります。
- 5 当社で確認済証を交付していない建築物等の中間検査手数料は、（表-1、2、3）の確認審査手数料を加算いたします。

完 了 検 査

- 1 平成19年6月19日以前に確認済証の交付を受けた完了検査手数料は、平成19年6月19日以前の手数料を適用いたします。
- 2 平成19年6月20日から平成20年3月1日までに確認済証の交付を受けた完了検査手数料は、平成20年3月1日以前の手数料を適用いた
- 3 避難安全検証法による確認申請を行ったものの完了検査申請手数料は、別途検査手数料¥60,000円を申し受けます。
- 4 令第138条第2項第2号及び第3号に掲げる工作物で、投影面積が10㎡を超えるものまたは高さが4mを超えるものは、  
（表-2）の床面積を水平又は垂直投影面積で最大の面積の完了検査手数料を適用いたします。
- 5 当社で確認済証を交付していない建築物等の完了検査手数料は、（表-1、2、3、4、5）の確認審査手数料を加算いたします。